

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 毛呂山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	2	3	59,000	5	0.0	0.0	59,000
1	67	2,3-エポキシ-1-プロパノール	1	8	3,400	9	3,400	0.0	0.0
1	80	キシレン	4	1	272,200	2	2,200	0.0	270,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,500	10	2,500	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	3	178,000	4	0.0	0.0	178,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	3	26,300	7	0.0	0.0	26,300
1	300	トルエン	3	2	581,200	1	1,200	0.0	580,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	3	185,000	3	0.0	0.0	185,000
1	400	ベンゼン	2	3	34,000	6	0.0	0.0	34,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	8	6,200	8	6,200	0.0	0.0
		合計	—	—	1,347,800	—	15,500	0.0	1,332,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。
報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。